

大分県教育汚職事件が教えるもの

板橋 育夫

ことの始まり

二〇〇八年六月十四日、大分県警は〇七年度の教員採用試験をめぐり賄賂の授受があったとして、県教委の幹部二人、校長、教頭ら三人を逮捕した。さらに、七月四日には元県教委の人事担当のトップをも逮捕した。その後、現職の校長、教頭ら三人が、管理職任用試験の便宜を図つてもうため商品券を送つたことが明らかになり、事件は大きく広がった。①多額の金品の授受があった、②加點、減點などの書類改ざんで合否者を逆転させた、③長年にわたり政治家や有力校長などの求めに応じ、不正採用を行つていたことなど、県教委幹部の組織ぐるみの不正・腐敗行為が、全国に

知られることになった。

七月九日、新潟日報は「子どもに何と説明するか」と社説を掲げ、鋭く非難した。「捕らえてみれば先生とは、あまりにも情けない話ではないか」「大分県では教育界ぐるみの不正行為が、堂々と行われていたということだ。子どもたちに、この事実をどう説明するのか。不合格となった受験生に何と釈明するのか」教員の世界は学閥などでまとまる身内社会の傾向が強い。人事などには閥が大きな力を持つといわれる。「大分県に限らず教員の採用や昇格などでは縁故や謝礼の噂を聞く。不正はなかったか、本県でも精査が必要だろう」。

大分県だけの問題ではあるまい

毎日のように大分県のニュースが流れる中で、「こうしたことはどこの県でもあるのではないか」という声が広がった。七月十三日、新潟日報「窓」欄にわたしの投書が載った。

「子どもの将来の安定を願わない親はない。しかし、それを違法な手段でやるとなると話は別だ。大分県で起きた教員採用、管理職登用汚職事件は、余りにも醜い。だが、これは大分県だけの問題ではない。新潟県でも教員採用に関わって、『コネと情実がものを言う』という噂が絶えない。何よりも、人事に多大な影響を与える二大派閥がある。県の人事を担当する管理主事のポストは、これらの閥に割り振られ、ここ数十年変わることはない。この体制を残すかぎり、公正で透明性の高い人事は期待できない」（要旨）。

「窓」欄には、その後も投書が相次いだ。「教員汚職の再発許さぬ制度を」（七月二十三日）、「閉鎖的教育派閥と決別する時」（七月二十五日）、「採用問題徹底再調査が必要」（七月三十一日）等である。

県教委に公正人事を申し入れる

わたしたち「閥による公教育支配をやめさせ新潟県の教育をよくする会」（以下「教育をよくする会」）は、七月十五日県教委に対して、「新潟県の教員採用、昇格人事を公正に行うことについての申し入れ書」を提出した。

- 一、新潟県の教育行政及び人事において、研修団体（いわゆる閥）の介入を排除すること
- 二、教員採用人事について不正が起きないように、公正な制度に改めること
- ① 採点者に受験者が分からないようにすること
- ② 選考作業中に受験者名や受験番号が分からないようにすること
- ③ 採点結果の入力・集計については、県人事委員会等の第三者が加わり、選考作業中の不正を許さない仕組みにすること
- 三、採用試験問題とその解答例を公開し、受験者による結果を知らせること
- 四、公正な人事行政を行うため、管理主事のポストについては閥に配分しないこと

翌十六日の新聞を見て驚いた。武藤克己県教育長が急ぎよ記者会見を開き、「県議や市長村長の求めに応じ受験者に通知が届く前に台否結果を知らせていた」と発表したからだ。県教委の事前連絡は、①少なくとも二十年前から行っていたこと、②多い年では対象者は百人を超えていたこと、③県教委は依頼者のリストを作り、台否結果の発送日の夕方に、職員が手分けをして電話で報告していたことなどであった。

新潟日報は、七月十八日、「これが常識だったとは」の社説を発表し、次のように厳しく批判した。「県民に懸念を抱かせた以上、『採用の依頼はなかった』と言うだけでは済まされまい。より透明性を高める措置を講じなければならぬ。事は教育と公権力の行使にかかわる。道徳や規範意識を欠いては県民の信頼は得られない。県と県教委に忠告を切開する覚悟を求めたい」

公開質問状を提出する

「教育をよくする会」は、その内容を仔細に検討した。教員採用、昇格人事の「裏の仕組み」の一端が初めて県教委によって明かされた。それが、「少なくとも二十年前以上から続いていた」という。驚くべき闇

の世界だ。県教委と議員、閥の幹部との癒着は抜き差しならない関係となつて、新潟県の教育人事を歪めてきたに違いない。こうした部分を明らかにするため、「教育をよくする会」は、公開質問状を提出することにした。

七月二十四日、県教育長は記者会見し、「過去五年間に県議ら百人以上から依頼を受け、百六十〜百八十件について事前連絡をしていた」と内部調査の結果を発表した。ここで教育長は、「事前連絡はしたが、口利きはなかった、金品の授受はなかった」と強調したが、翌日の新聞は一齐に「県民の疑惑は晴れない」と報じた。

事前通知は「守秘義務違反」ではないか

七月二十五日、公開質問状を県教委に提出した。八月八日に回答が届いた。その概要は次のとおりである。

Q1、事前連絡の背後に、県教委と依頼者の間に深い癒着構造があったのではないか。

A、前年までの慣行に従っていたものであり、一次検査、二次検査とも、台否通知発送後に台否結果の連絡をしていた。

Q2、教育行政に影響力のある議員らに、他の県民と差別をして便宜を図ったのはなぜか。

A、前年までの慣行に従い事務的に対応していた。

Q3、地公法三十四条「職務上知り得た秘密」の漏洩に当たるのではないか。

A、(事前)連絡については、全国的なことからでもあり、この件の取り扱いに関しては、国等の見解も踏まえ、慎重に判断することになっている。なお、今回の件に関しては、公平性を欠く不適切な取り扱いであることから、今後、これらの依頼には一切応じず、連絡を行わないことにした。

Q4、憲法十五条「公務員は、全体の奉仕者であつて一部の奉仕者ではない」に抵触するのではないか。

A、3で答えたとおり。

Q5、新潟県の人事全般について「閥の介入がある」との批判がある。人事を実質的に決定する管理主事ポストを閥に配分することを止めたらどうか。

A、管理主事の採用については、年齢、職務経験、

教育的識見等を総合的に考慮し、適材適所の観点に立って行っているものであり、人事管理上の法的根拠を有しない御指摘の研修団体とは、一切関係はない。

「前年までの慣行に従って事務的に行っていた」という回答には、県教育長はじめ、県教委幹部が長年にわたって違法行為を行っていたという認識もなければ、反省もない。事前通知は、不公平とか、不適切とかのレベルの問題ではない。地公法三十四条「守秘義務違反」に当たり、違法行為である。情報公開条例に照らしてみても明らかだ。個人情報報告を電話一本で第三者に知らせるなどということは法体系上許されていない。

特定の者に便宜を図り、優遇を図る土壌が、金品の授受を生み、閥が長年にわたってはびこってきた源となってきた。県教委は、「研修団体とは一切関係はない」と見栄を切っているが、本当にそうであろうか。来年三月の人事異動発表を見れば、回答書の真偽がすぐ分かる。会は、このことに特別に注視して待ちたい。十月九日、武藤克己教育長は、わたしの投書に答えるかたちで、「窓」欄に投書した。教員採用を厳正に

行うべく、次のように改善したという。①採点は、受験番号、氏名が分からないようにした上、複数人で行う、②採点後には、他者によるチェックを加える、③面接は民間人に加え、公平公正な面接を行う、④採用に当たり、教育関係者を含め、外部からの働きかけは一切応じない、⑤答案類と成績一覧表とのチェックについては、担当課職員以外の職員によっても行う、⑥来年度からは、配点、選考基準を公表する。

金品の授受は教師生命を絶つ

大分県の事件が教育界に教えてくれた教訓は何か。自己の利益のために金品を受け渡しすれば、教育界での地位がどのような者であろうと、教師生命が絶たれるということである。

教育は人類の生存にとつて欠かすことのできない営みだ。そのためには、優秀で人間味豊かな人材の確保が必要である。関などの介入を許さない、二十一世紀にふさわしい教員採用・昇格制度が新潟県で確立されることを願つてやまない。

(いたばし いくお・関による公教育支配をやめさせ

新潟県の教育をよくする会)

十一・八秋の県民大運動―教育分野(1)

「地域経済の振興とくらし、福祉、教育の充実をめざす新潟県実行委員会」(略して県民大運動)は、毎年春と秋に医療・福祉、教育、労政・雇用、商工業、農業などの関係分野から県民の切実な要求をもって県当局に要請行動を行っています。この秋は11月18日、教育関係では、公立高教組を中心にその退職者の会、新婦人の会の方々が教育委員会(義務教育課・高校教育課の担当者)との交渉に臨みました。主な要求項目とその回答は概略、以下ようになります。

①中高校生・特別支援学校の生徒の就職を保障するため、就職希望者全員就職できるように求人枠の拡大を。

回答：今年の県内高校求人数は7547件、求職者は4082人である。採用枠を拡げるよう経営者四団体に働きかけている。

②違法な内定取り消しはしないこと。

回答：求人会社には指導している。

③授業料減免基準を生活保護基準の1・4倍相当に緩和すること。

回答：生活保護基準の1・0倍が相当。(2)へ続く。

(内山)